

福井県知事の意見

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりです。

北陸新幹線(敦賀・新大阪間)事業は、現在、建設中の北陸新幹線を延伸し、県内5市町に及ぶ区間を、敦賀市および小浜市を主に高架橋で、その他を主に山岳トンネルで通過するものである。

本環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)では、路線は4kmのルート帯、駅位置は直径5kmの範囲内とし、路線の明り区間およびトンネル区間の位置、建設工事に伴う工事施工ヤードおよび工事用道路の位置等ならびに建設発生土の処理方法などが明らかとされておらず、環境影響評価に係る具体的な調査地点なども示されていないなど、十分に深度化した事業計画に基づき適切に環境影響評価項目・方法が選定されているとは判断し難い。

一方、対象事業実施区域およびその周囲は、イヌワシおよびクマタカ等の希少猛禽類の生息、本県若狭地方から京都府北部にかけてのみ分布が見られるユキミバナ等の希少な植物の生育、「守り伝えたい福井の里地里山重要地30」に指定されている里地里山等が存在し、自然環境が豊かな地域である。

また、沿線市町は湧水に恵まれた地域であり、湧水および地下水が生活用水、産業用水そして神事などとして幅広く利用されている。

このため、方法書に記載されている事項に加え、より具体化した事業計画に基づき、先行事業等から得られた最新の知見および専門家等の意見聴取を踏まえ、環境影響評価項目の追加、調査・予測の手法、地点および時期等の適切な選定ならびに調査の範囲、期間および頻度の十分な確保を行うとともに、以下の事項に十分配慮し、環境影響評価を適切に行うことが重要である。

1 環境影響評価の項目について

(1) 本事業は全体の約8割をトンネル区間が占めていることから、トンネル掘削等により発生する多量の建設発生土の処分に当たり、運搬車両の運行に伴う粉じんや道路交通騒音、発生土の仮置き場や処分場の設置に伴う土地の改変による動植物・生態系への影響および設置工事や処分に伴う濁水の発生など、環境影響が相当程度大きくなる懸念がある。

このため、発生土の処分に係る影響要因および影響を受けるおそれがある環境要素を抽出の上、環境影響評価を実施すること。

(2) 発破作業を実施する場合には、当該作業に伴う騒音、振動による生活環境および重要な動物への影響について対象とすること。

(3) 工事計画を含む事業計画の深度化に応じ、また、把握した地域特性に関する情報および調査の状況を踏まえ、影響要因および環境要素の検討や見直しを行い、環境影響評価項目の選定や追加等を行うこと。

2 調査、予測および評価の手法について

(1) 列車の走行による騒音の影響については、定量的に予測すること。

また、敦賀駅周辺部は非常に高い嵩上区間となるため、高架部の調査・予測・評価に当たっては、周辺住居等配慮を要する施設の高さを含めた分布状況を十分に把握の上、必要に応じて高さ方向を考慮したものとすること。

特に、学校や病院等静穏を要する施設については、配慮すること。

(2) 水の濁りおよび水の汚れに係る調査・予測・評価に当たっては、対象事業実施区域およびその周囲の利水の状況を把握するとともに、利水への影響を評価できるよう考慮すること。

特に、対象事業実施区域には、地質由来の砒素による形質変更時要届出区域やマンガンの休廃止鉱山が存在し、重金属を含む排水が河川に流出するおそれがあることから、必要に応じて、重金属を調査等項目に加えること。

また、水の濁りについては、降雨時を含め適切に調査・予測ができるよう、土壌の沈降特性を把握するとともに、調査頻度および測定回数を十分にとること。

(3) 地下水の水質及び水位に係る調査・予測・評価に当たっては、対象事業実施区域およびその周囲の利水の状況を把握するとともに、利水への影響を評価できるよう考慮すること。

特に、沿線市町の水道水源のほとんどが地下水により賄われていることに配慮すること。

また、水資源への影響については、地下水のみならず河川流量など表流水の利水への影響も考慮すること。

(4) 土壌汚染に係る調査に当たっては、対象事業実施区域に地質由来の砒素による形質変更時要届出区域やマンガンの休廃止鉱山が存在することから、必要に応じて、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に準拠した土壌調査を行うこと。

(5) 動物、植物および生態系について、準備書に調査の実施日時、調査方法、確認された全種のリストを記載し、環境省および福井県のレッドリストに記載された種ならびに自然植生について影響評価を行い、回避または低減の方法を具体的に示すこと。

また、夜行性の希少鳥獣への影響を評価できる調査手法を選定すること。

(6) 生態系に係る調査、予測および評価に当たっては、対象事業実施区域およびその周囲は過去に動植物等の現地調査が十分に行われていない地域であることを鑑み、現地調査を実施した上で、上位種、典型種および注目種を選定すること。

特に、コウノトリの飛来地である小浜市国富地区、若狭町鳥羽川周辺は、コウノトリが生息しやすい環境づくりを進めているエリアであることから、十分に配慮すること。

(7) 景観に係る景観資源や眺望点および人と自然との触れ合いの活動の場(以下、「触れ合いの場」という。)の選定・調査等に当たっては、対象事業実施区域周辺がラムサール条約の登録湿地である三方五湖や自然公園法に基づく国定公園の特別地域が存在し、風光明媚な景勝地となっていること、また、多数の触れ合いの場が存在していることから、関係機関や地域住民および利用者から広く情報を収集すること。

3 環境影響評価準備書の作成について

(1) 本事業における路線および駅等の位置、路線の構造、工事施工ヤードや工事用道路の位置等、建設発生土の処分方法等の事業計画を明らかにした上で、調査、予測、評価結果を記載すること。

(2) 調査および予測の手法、地点および時期等については、その選定の妥当性が確認できるよう、予測の前提条件を明記するなど、より具体的に選定理由を記載すること。

(3) 現地調査結果の記載に当たっては、調査の手法とその結果が関連できるように整理すること。

なお、希少野生動植物種の生息または生育状況の記載に当たっては、営巣地を明らかにしないなど、保護の観点に十分配慮すること。

(4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

また、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理すること。

(5) 準備書は専門的な内容が多く、また、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、図表や平易な用語を用いることなどにより、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮すること。